

# 身体拘束等適正化のための指針

## 目次

- 1.身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
2. 身体拘束等適正化のための体制
- 3.身体拘束廃止、不適切ケアの是正のための職員教育、研修について
4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応
- 5.身体拘束等に関する報告
- 6.ご利用者等による本指針の閲覧

## 1.身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性が高いため、当施設では、利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が常に確保されるように基本的な仕組みを創り、身体的・精神的に影響を招く恐れのある下記のような身体拘束に該当する行為は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

身体拘束に該当する具体的事項

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

### (2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を取り除くよう努める

#### ①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束のリスクを排除する

利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを取り除くため対策を実施する。

#### ②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める

管理者・役職者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作る。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について施設全体での習熟に努めていく。

#### ③身体拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合いを行う

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、それに代わる対応を一緒に考えていく。

## 2. 身体拘束等適正化のための体制

上記の基本的な考えを継続的に浸透させていくために、身体拘束適正化のため体制を組織し強化していく。

身体拘束適正化検討委員会を設置し、当施設で身体拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善の検討を行う。やむを得ず、身体拘束を実施する場合には利用者に係る状況の確認も絶えず行う。

委員会は3月に1回以上の頻度で開催し、特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

### (1) 委員会の構成員

- ・管理者

- ・医師
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・栄養士
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員

※必要に応じて追加指名を行う

#### (2) 担当者の選任

身体拘束適正化検討のための担当者は、委員会の委員長とする。

#### (3) 委員会の開催

身体拘束適正化検討委員会は3月に1回以上、担当者が招集し開催する。

#### (4) 委員会の役割

委員会は具体的に以下のような役割に基づき活動を行う。

- ・身体拘束に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・身体拘束防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ・職員へ身体拘束防止意識を高めるための研修に関すること
- ・身体拘束の予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ・やむを得ず身体拘束が発生した場合の対応、振り返り、記録、評価を行い解除に向けての検討を行う
- ・身体拘束発生の原因分析と代替策に関すること
- ・3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認と周知、徹底
- ・身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合  
3要件の該当状況、特に代替案についての検討を行う
- ・やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合  
医師、ご家族等との意見を調整し進め方を検討する
- ・身体拘束廃止に向けた啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

#### (5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録を委員会開催ごとに作成、保管するほか、委員会での検討内容について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。

### 3.身体拘束廃止、不適切ケアの是正のための職員教育、研修について

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図るため、以下の通り実施していく。

#### (1) 開催頻度

年2回以上の定期的な実施、及び新規採用時に実施

#### (2) 記録の保管

研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

#### 4. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

##### (1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体拘束が一時的なものであること)

##### (2) カンファレンスの実施

利用者の状態を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の状態等を参考にして同委員会にて定期的且つ継続的に検討を重ね、拘束の解除へ向けて取り組みを行う。

##### (3) 利用者本人やご家族に対しての説明

次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で承認を得る。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載)

##### (4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

##### (5) 拘束の解除

実施記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

#### 5. 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の状態(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化検討委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行う。

#### 6. 利用者等による本指針の閲覧

利用者等は、事業者の営業時間内にその事業所にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

#### 附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する

2024年4月1日 一部改訂